



＼ おでかけしませんか？ ／

下関市バス・タクシー どこでもおでかけクーポン券



関都市計画課 (☎231-1441)

下関市内の路線バスやタクシーで使える「下関市バス・タクシーどこでもおでかけクーポン券」を発行します。自治会等を通じて各世帯に配布しています。

▷有効期間=4月1日～12月31日

※クーポン券が届いていない世帯がありましたら、お手数ですが、都市計画課か各総合支所地域政策課、本庁各支所へ。1世帯1枚まで

8月にJ:COMアリーナ下関がオープンします

関あすも下関 (☎070-2919-8017 平日 9時～17時) 関スポーツ振興課



※J:COMアリーナ下関は、下関運動公園内で整備中の下関市総合体育館の愛称です

室名	面積
メインアリーナ	約3,200㎡(競技面有効46m×69m) ハンドボール、フットサル 2面 バスケットボール、バレーボール 3面 バドミントン、トリムバレー 12面
多目的ホール (サブアリーナ)	約1,100㎡(競技面有効23m×46m) ハンドボール、フットサル 1面 バドミントン、トリムバレー 4面
多目的室1・2	約830㎡(多目的室1≒411㎡、多目的室2≒418㎡)
多目的室3・4	約176㎡(多目的室3≒91㎡、多目的室4≒85㎡)
会議室1・2	約67㎡(会議室1≒28㎡、会議室2≒39㎡)

県内最大級の
メインアリーナ！
ぶち楽しみなほっちゃ♪



スケジュール(予定)

所 J:COMアリーナ下関(向洋町一丁目)



●利用者登録開始(専用利用)
5月1日(水)から



●予約申込開始(専用利用)
6月1日(土)10時から



●内覧会
7月



●供用開始
8月5日(月)

※体育館のコートを事前に予約して専用利用する場合、下関市総合体育館予約システム(新設)への登録が必要です。「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス(既存)」からはログインできません

市の組織が一部変わりました

図職員課(☎231-1732)

4/1
から

内容	理由	問い合わせ先
エリアビジョン推進室に都市ブランド化推進室を統合し、共創イノベーション課に改称	公民連携を推進する組織体制を強化し、効率性の向上を図るため	共創イノベーション課 (☎231-5838)
地域サポート室の廃止	業務を支所等に移管し、地域の実情に応じた柔軟かつ迅速な対応を図るため	まちづくり政策課 (☎231-1830)
新型コロナワクチン予防接種室の廃止	新型コロナウイルス感染症予防接種の特例臨時接種措置が終了したため	健康推進課 (☎227-2143)
都市計画課と交通対策課の統合	まちづくりと公共交通ネットワークとの連携・強化により、魅力ある都市空間の形成を図るため	都市計画課 (☎231-1441)
港湾局振興課を2係体制へ再編 (物流振興係、クルーズ振興係)	下関港の港勢拡大に向け、体制強化を図るため	港湾局振興課 (☎231-1277)
新下関学校給食センター運営管理室の設置等	安全安心な学校給食を提供するため	学校保健給食課 (☎231-1344)
上下水道局の再編 (10課所34係室→8課所30係室)	窓口を集約化し、利便性の向上及び組織体制の強化を図るため	上下水道局総務課 (☎231-3121)

下関市本庁東部地域包括支援センターが移転します

4/1
から



図下関市本庁東部地域包括支援センター
(〒750-0036あるかぼーと1番33号 ☎250-6581 図250-6582)
図長寿支援課

4月1日から、下関市本庁東部地域包括支援センターの運営を社会福祉法人夢の会(民間)に委託します。地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行う機関です。引き続きお気軽にご相談ください。

しものせき海峡まつり

図観光政策課(☎227-3305)

●御陵前祭、平家一門追悼祭、安徳帝正装参拝

図5月2日(木) 図赤間神宮

●交通規制区域

図5月3日(金)



●先帝祭

図5月3日(金)

▷上臈道中=9時30分~11時30分

(西部公民館~唐戸商店街)

▷上臈参拝=13時~15時(赤間神宮)

●源平まつり

ステージイベント、ふく鍋&ふく唐揚げ販売、グルメ屋台村などは姉妹都市ひろばで開催します。

図5月3日(金)

▷源平武者行列=9時20分~9時55分(グリーンモール)

=10時50分~11時50分(商工会館前~唐戸商店街)

=13時~14時(商工会館前~姉妹都市ひろば)

▷源平船合戦=14時30分~15時30分(関門海峡)

●八丁浜総踊り

図5月3日(金) 10時~11時

図カモンワフ

※当日、飛び入り参加可

※参加希望の団体(企業)は、

電話で八丁浜実行委員会

(☎231-1323)へ問い合わせを

●巖流島フェスティバル

図5月4日(土) 11時~16時10分

図巖流島



▲公式HP

第2子以降の保育料が無償になります

園幼児保育課(☎231-1929)



市の独自事業として、多子世帯の子育てを支援します

これまで、保育料の多子軽減として、保育所等をお子さんが2人以上同時利用している場合、国の基準に基づき、第2子は半額、第3子以降は無償としていました。

今回、市独自の取組みとして、保育所等の同時利用や子どもの年齢にかかわらず、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料を無償にします。

対象施設	利用形態	無償化の対象	
		令和6年3月まで (これまでの国の制度)	令和6年4月から (市の独自事業による拡充部分)
① 認可保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園(保育部分) ・事業所内保育事業等 	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さん(3歳～5歳児クラス)の保育料 ※0歳～2歳児クラスは、市民税非課税世帯のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子以降のお子さん(0歳～2歳児クラス)の保育料
② 認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等 ・企業主導型保育施設 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・病児保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とするお子さん(3歳～5歳児クラス)の保育料(月額上限あり) ※0歳～2歳児クラスは、市民税非課税世帯のみ(月額上限あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする第2子以降のお子さん(0歳～2歳児クラス)の保育料(月額上限あり)
③ 幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分) 	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さん(満3歳～5歳児クラス)の保育料 ・保育を必要とするお子さんが、預かり保育を併用する場合の利用料(ただし満3歳児クラスは、市民税非課税世帯のみ)(月額上限あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を必要とする第2子以降のお子さんが、満3歳児クラスで預かり保育を併用する場合の利用料(月額上限あり)

①原則手続き不要。 ②③保育の必要性の認定と保育料(利用料)の償還払いは、申請手続きが必要です。各施設を通じて別途ご案内します。

資産税課からのお知らせ

園資産税課(☎231-1918)、各総合支所市民生活課

▷菊川(☎287-4001) ▷豊田(☎766-2953) ▷豊浦(☎772-4012) ▷豊北(☎782-1918)



令和6年度固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月上旬に発送します

【納期限】第1期…4月30日(火)、第2期…7月31日(水)、第3期…12月26日(木)、第4期…令和7年2月28日(金)

令和6年度土地価格等縦覧帳簿と家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます

園市内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者、納税管理人 園4月1日～30日 平日 8時30分～17時
 園資産税課、各総合支所市民生活課 園本人確認書類 ※代理人は委任状か代理人選任届が必要

令和6年度固定資産課税台帳を閲覧できます

園納税義務者など 園4月1日(月)から 平日 8時30分～17時 園資産税課、各総合支所市民生活課
 園300円(4月1日～30日は令和6年度分に限り無料)、複写料(1枚当たり20円) 園本人確認書類
 ※代理人は委任状か代理人選任届が必要

現所有者申告書の提出を

固定資産をお持ちのご家族が亡くなられた方は、法務局で登記の変更が必要です。
 すぐに法務局での変更が難しい方は、資産税課か各総合支所市民生活課へ。

軽自動車税は4月1日の所有者に課税されます

4月1日より前に登録の変更や抹消をしたにもかかわらず、軽自動車税納税通知書が届いた場合は、車検証返納証の写しや解体証明書の提出を。

●軽自動車税納税通知書を4月下旬に発送します

【納期限】5月31日(金) 5月15日(水)までに届かない場合は連絡を。

●軽自動車税(種別割)の減免申請は5月24日(金)までに!

▷障害のある方のために使用する軽自動車 ※減免を受けている方でも、障害名・等級、運転者、使用目的、車両、車両番号などに変更がある場合は、改めて申請が必要です ▷災害で著しく価値を減じた軽自動車



動物愛護管理センターからのお知らせ

動物愛護管理センター

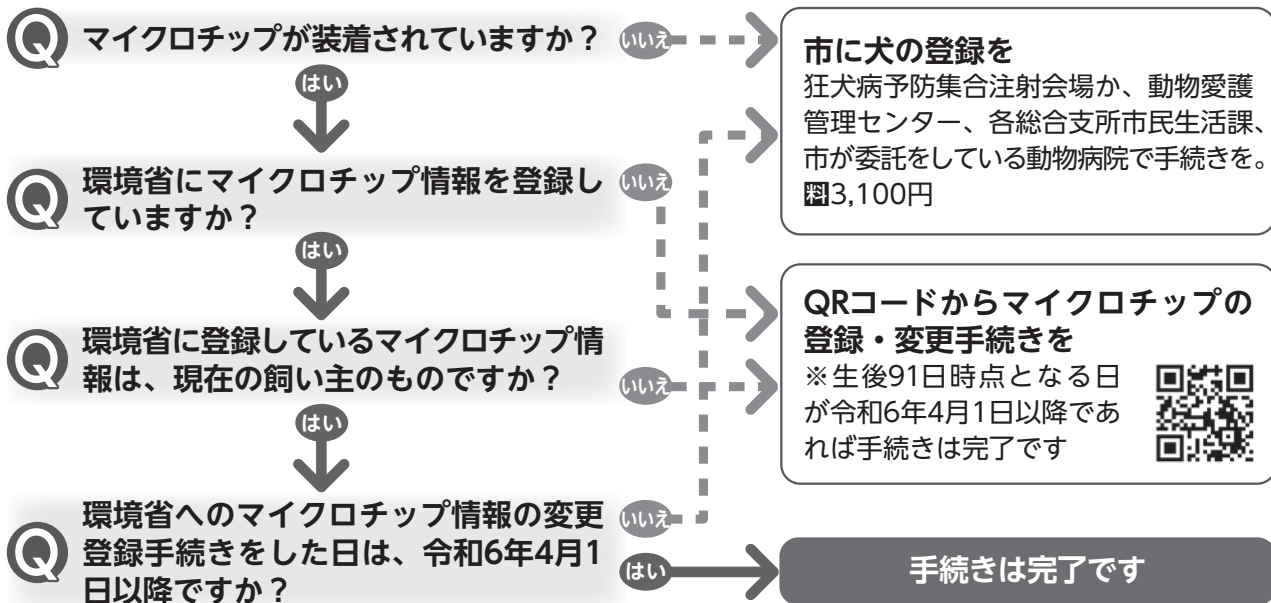
(☎263-1125 ☎256-6950 ✉hk Doubut@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

マイクロチップが鑑札とみなされるようになります！

令和6年4月1日から、マイクロチップ情報の登録が完了した犬は、市に犬の登録をする必要がなくなります。(犬の登録は生涯1回で、飼い主の変更などがあれば変更手続きが必要です)



市に犬の登録が必要かチェックしてみましょう



4月の狂犬病予防集合注射



犬の登録と狂犬病予防集合注射を行います。

犬を飼っている方は、必ず接種してください。

集合注射の期間中は、市と協定を締結している動物病院でも同じ金額で注射ができます。

事前に各動物病院に問い合わせを。

所期▷豊浦町=4月16・17日 ▷豊北町=4月18日～20日

▷菊川町=4月23・24日 ▷豊田町=4月25・26・30日

※本庁管内の日程は、市HPか市報3月号で確認を

集合注射通知はがき(3月下旬に送付。はがきが届かない方はセンターへ連絡を)、市外から下関市へ転入手続きをする場合は転出元の自治体の鑑札(なければ再交付手数料1,650円が必要)

注射料金2,500円、注射済票交付手数料600円、登録手数料3,100円(未登録の犬) ※1頭当たり

※首輪を緩めず、しっかりと締めて犬を押さえられる方が連れて来てください

※次の場合、センターに連絡を。飼い犬の死亡・行方不明、飼い主の変更・住所変更

犬・猫の譲渡会、譲渡前講習会

4月14・25・28日

▷講習会受け付け=9時30分～9時50分

▷譲渡会受け付け=11時まで

講習会の前日までに、電話かファクス、メールで

☎(125)を動物愛護管理センターへ。

犬のしつけ方教室(犬同伴不可)

5月19日(日)13時～15時

飼林夏子氏(犬のしつけインストラクター)

定30人(先着順)

4月1日～5月17日に、電話かファクス、メールで

☎(125)を動物愛護管理センターへ。